

令和5年4月24日

保護者様

埼玉県立春日部高等学校長

学校徴収金・授業料の口座振替および減免について

本校の学校運営につきまして、日頃から御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今年度の学校徴収金・授業料の口座振替については下記のとおりです。

振替未済とならないよう前日までに預金残高を御確認くださいませようお願いいたします。

記

振替日	学校徴収金＋手数料*			授業料*
	1年	2年	3年	全学年
5月26日	98,133	108,133	69,533	—
8月25日	—	—	—	29,700
10月26日	98,133	108,133	69,533	—
11月27日	—	—	—	29,700
12月26日	—	—	—	29,700
1月26日	—	—	—	29,700
計(年額)	196,266	216,266	139,066	118,800

* 学校徴収金は振替時に別途33円の手数料がかかります。

*** 就学支援金受給者は、授業料を国が負担するので、引き落としはありません。**

学校徴収金 内訳 (年額)	1回分振替金額	学年別振替金額
PTA会費	2,100	1年 98,100
後援会費	12,600	2年 108,100
生徒会費	4,800	3年 69,500
学年積立金(1年)	78,600	
学年積立金(2年)	88,600	
学年積立金(3年)	48,500	
卒業準備金(3年)	1,500	

*** 減免申請については裏面を御覧ください。(県立高等学校授業料等減免制度)**

授業料減免制度があります。(就学支援金を受給できない世帯が対象となります。)

なお、学校徴収金も県立高等学校授業料等減免制度の減免基準に準じ、

PTA会費・後援会費のみ減免制度があります。

減免を希望される方は事務室で申請書類をお受け取りください。

御不明な点がございましたら事務室担当まで御連絡ください。

春日部高等学校 事務室 鎌田

電話 048 - 752 - 3141

受付時間 午前8時30分～午後5時



埼玉県のマスコット コバトン

入学料及び授業料の減免を希望される方へ

県立高等学校授業料等減免制度について

1. 減免対象者

次のような場合には、入学料及び授業料[※]の納入が免除される場合があります。(生活保護法による高等学校等就学費(生業扶助)の給付を受けることが出来る方を除く。)

※ 授業料については、就学支援金の申請をすることができない方が対象です。

- ① 保護者両方の当該年度の市町村民税所得割が非課税の場合
- ② 以下に該当する場合で、所得状況の変化後の所得により、想定される市町村民税所得割額を算出し、非課税基準に該当する場合

ア	保護者が死亡又は長期の傷病にかかった場合
イ	保護者の失職、転職等により家計が急変した場合
- ③ 保護者が天災その他不慮の災害を受け、一定の所得基準に該当する場合
- ④ その他授業料等の納入が困難な者で別に定める場合
(児童扶養手当を全額受給している場合や生徒が児童養護施設に入所している場合など)

○市町村民税所得割が確認できる書類

1. 納税通知書(6月に市町村から届くもので、住民税の支払いに使うものです。)
2. 特別徴収税額の決定・変更通知書(住民税が給与から天引きされている方に6月頃事業所を通して届きます。)

※ 源泉徴収票や確定申告の写しでは市町村民税所得割額は確認できませんので、御注意ください。

2. 申請方法

申請理由によって提出する書類が異なりますので、**授業料等減免を希望される方は学校の事務室へお申し出ください。**

～ 授業料等減免制度に関するお問い合わせ先 ～

埼玉県立春日部高等学校 事務室

TEL 048-752-3141 〒344-0061 春日部市粕壁5539

埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当

TEL 048-830-6652 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1